

1. 工事の最低制限価格の算定式について

(1) 算定式（税抜き）

最低制限価格＝中央公契連モデル式（※1）に一定係数を乗じて算出
(100 円未満切り捨て)

※1. 中央公契連モデル式（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式）
は、次に掲げる額の合計額とする。

- ・ 直接工事費に 0.97 を乗じた額（1 円未満切り捨て）
- ・ 共通仮設費に 0.90 を乗じた額（1 円未満切り捨て）
- ・ 現場管理費に 0.90 を乗じた額（1 円未満切り捨て）
- ・ 一般管理費に 0.68 を乗じた額（1 円未満切り捨て）

ただし、この合計額が工事価格(1,000 円まるめ)に 0.92 を乗じた額を上回る場合は、工事価格(1,000 円まるめ)に 0.92 を乗じた額を計上し、0.87 を乗じた額を下回る場合は工事価格(1,000 円まるめ)に 0.87 を乗じた額を計上する。

(1) 適用年月日

当該算定式は、令和 4 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用しています。